

町は、地震の発生や豪雨等により、がけ崩れや浸水等の被害の危険性がある地域の住民に対し、生命または身体の安全を確保していただくよう高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保を発令します。

今回は町からの発令のうち、「高齢者等避難」とはどのようなものなのかをご紹介します。

【警戒レベル毎の発令・発表される情報】

警戒レベル	避難情報	状況	取るべき行動
5	緊急安全確保	災害発生・切迫	直ちに安全確保
4	避難指示	災害のおそれが高い	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
2	大雨・洪水注意報等(気象庁)	気象状況悪化	自らの避難行動を確認
1	早期注意情報(気象庁)	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める

高齢者等避難の概要

高齢者等避難は、町から必要な地域の居住者等に対し発令する情報のうち、警戒レベル3に相当するものであり、「災害が発生するおそれがある状況」や、「災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況」において発令されます。

「高齢者等避難」が発令された場合は、高齢者等は危険な場所から避難してください。

避難に時間を要する高齢者等は、災害が発生する前までに、原則として避難所等への避難を完了することが望めます。高齢者等以外の人も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングとなります。

「高齢者等」とは？

「高齢者等」には、高齢者、障がいのある方や乳幼児とその家族など、避難に時間を要する人や避難に支援が必要な方が対象となります。ご自身の体力や身体的状況等を勘案し、早めに避難行動を取りましょう。また、ご近所に高齢者等が住んでいる方についても、高齢者等に避難を呼びかけ、避難誘導を行うことも重要です。

高齢者等以外の人とは？

警戒レベル3「高齢者等避難」は、高齢者等以外の人についても、不要不急の外出の自粛、避難の準備や自主的に避難を行うタイミングです。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所にお住まいの方は、この高齢者等避難が発令された時点で自主的に避難することを勧めます。

高齢者等避難の重要性

災害発生時には、避難することが困難な高齢者や障がい者、乳幼児などが、災害による被害を受けやすくなります。高齢者等避難が普及することにより、避難に時間を要する人などの安全確保がなされ、災害時の被害を軽減することができます。高齢者等避難が対象になる方だけでなく、そのご家族や近くにお住まいの方など、皆様が災害時の心得として意識していただくことが重要です。

防災行政無線テレホンサービス(自動音声応答装置)

0120-263208

上記の番号にお電話いただくと、防災行政無線の放送内容を音声メッセージで確認できます。

※通話料はかかりません。

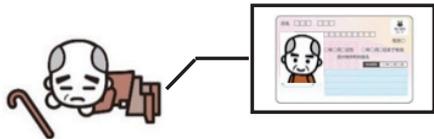


マイナ救急

実証事業を実施します！

小山市消防本部では、救急車を必要とする傷病者本人の同意を基本として、マイナ保険証を活用して通院履歴や服薬情報等を把握し、救急業務を円滑化、迅速化します。(小山市消防署管内(野木町および小山市))

マイナ保険証を活用するメリット



傷病者本人の情報を正確に伝えられる



病院の選定や搬送中の応急処置を適切に行える



搬送先病院で治療の事前準備ができる

実証事業の概要

期間

令和6年8月9日(金)～10月上旬 ※前後する可能性があります。 小山市消防本部の全救急隊

実施救急隊

必要な準備

マイナンバーカード

※マイナ保険証の利用登録が必要です。



マイナ保険証の利用登録はこちら



本実証事業にご協力いただくためマイナンバーカードの携帯をお願いします



※本実証は総務省消防庁が全国67消防本部と連携して実施するものです。

お問合せ

小山市消防本部 小山市消防署救急係
☎0285 - 39 - 6666



実証事業に関する情報は
特設サイトへ



自分たちの町は自分たちで守る！！

消防団員募集中

問 総務課 ☎(57)4112

消防団とは、その地域に「住んでいる」「働いている」人によって構成される町の消防機関です。

一人ひとりが、それぞれの仕事を持ちながら「自分たちのまちを自分たちで守りたい」という心で様々な活動を行っています。

【入団資格】

- 町内に居住、または勤務する男女
- 年齢は18歳以上の方



【活動内容】

- 火災予防活動 ○火災消火活動 ○水防活動
- 災害地における消防活動
- 定期的な消防団員として必要な教育および訓練

【待遇】

- 報酬－野木町特別職の非常勤職員となり、階級に応じた年俸(一般団員で年額6万1千円)
- 退職報償金制度－勤務年数により支給(一般団員5年で20万円)
- 公務災害補償制度 ○研修制度 ○被服貸与
- 表彰制度

出水期に向け、重要水防箇所の合同巡視を行いました

5月23日(木)、28日(火)の両日で河川の重要水防箇所を、利根川上流河川事務所および栃木県と合同で巡視を行いました。



松原大橋上流左岸側



松原大橋下流右岸側